

国立大学法人岩手大学匿名加工情報提供等手続要項

令和 4 年 3 月 2 5 日 制 定
令和 7 年 3 月 2 7 日 最終改正

（目的）

第 1 条 国立大学法人岩手大学個人情報保護規則（以下「規則」という。）第 5 章に定める岩手大学匿名加工情報の提供等に係る手続については、規則その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要項において「部局」とは、各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、各附属学校、各技術部、事務局各部、監査室及び戦略企画・評価分析室をいう。

2 前項のほか、この要項における用語の定義は規則第 2 条の定めるところによる。

（提案の募集）

第 3 条 規則第 2 7 条第 1 項の規定による提案の募集は、毎年度 1 回、当該募集の開始の日から 3 0 日以上期間を定めて、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）のホームページ上において行うものとする。

2 提案の募集に関し、必要な事項はあらかじめ公示するものとする。

（提案の方法等）

第 4 条 前条の募集を受け、提案を行う者（以下「提案者」という。）は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）別記様式第 7 の提案書を本学に提出するとともに、次の各号に定める書類を提示又は提出する。

一 提案をする者が個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 1 1 3 条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面として施行規則別記様式第 8

二 法第 1 1 2 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

三 提案者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

四 提案者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前 6 月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

五 提案が代理人によって行われる場合にあつては、当該代理人の権限を証する書面及び前
2号と同じく当該代理人が本人であることを示す書類

六 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類

(提案の受付)

第5条 第3条の募集を受け、提案があつたときは、岩手大学情報公開取扱規則に定める情報公開室において受け付けるものとする。

2 受け付けた前条の書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案者に対して、説明を求め、又は当該書類の訂正を求めることができる。

3 提案書を受理したときは、提案書に記載された個人情報ファイルを保有する部局に送付する。

(提案の審査)

第6条 学長は、提案の審査にあたって、法第114条に定める審査を行った上で、提案書に記載された個人情報ファイルを保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて国立大学法人岩手大学情報公開・個人情報保護委員会に意見を求める。

(審査結果の通知)

第7条 学長は、提案の審査結果について、施行規則別記様式9又は別記様式11により、当該提案者に通知しなければならない。

2 施行規則別記様式第9により審査結果を通知する場合は、施行規則別記様式第10により作成した契約締結の申込に関する書類及び契約の締結に関する書類も併せて送付するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、提案者が前条第2項の契約締結の申し込みに関する書類及び第11条に定める手数料の納付に係る領収書を本学に提出したときは、法第115条の規定により岩手大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結するものとする。

(岩手大学匿名加工情報の作成)

第9条 前条により契約を締結したときは、規則第28条に基づき、契約書に定める内容の岩手大学匿名加工情報を作成する。

(岩手大学匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第10条 前条により岩手大学匿名加工情報を作成したときは、作成に用いた個人情報ファイルについての個人情報ファイル簿に規則第29条各号に掲げる事項を記載するものとする。

(作成された岩手大学匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第11条 前条の規定により個人情報ファイル簿に記載された岩手大学匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は第4条の規定を準用して行うものとし、受付から契約の締結については第5条から第8条の規定を準用して行うものとする。

(提案に係る契約に関する手数料)

第12条 第8条の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に

掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 岩手大学匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
 - 二 岩手大学匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 前条第2項の規定により岩手大学匿名加工情報の利用に関する契約を本学と締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 前項に定める手数料の額と同一の額
 - 二 第8条の規定により既に契約を締結している者 12,600円
- 3 前2項の手数料は、現金による払込又は本学が指定する金融機関の口座への振込により納付する。

（契約の解除）

第13条 学長は、第8条の契約を締結した者が法第120条の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、岩手大学匿名加工情報の提供等に係る手続に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年3月27日から施行する。